

地方公会計標準ソフトウェアを利用したサービス提供をご検討されている民間事業者様へ

本資料では地方公会計標準ソフトウェア（以下「標準ソフトウェア」という。）を利用したサービス提供を検討されている民間事業者様（以下「サービス提供者」という）向けに、当機構が実施するアプリケーション保守業務との作業分解点、及び、その他サービス提供実施する上での留意事項について示します。

1. 本資料で前提とするサービス提供内容について

本資料で前提するサービス提供者は、標準ソフトウェアが稼動する環境を、サービス提供者が準備するデータセンタに準備し、外部ネットワークを経由して複数の地方公共団体に利用いただくサービスを提供するものとします。

但し、標準ソフトウェアを稼動させるために必要な各種ハードウェア（ネットワーク、サーバー）、無償配布される「基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット」を除く地方公会計向け前提ミドルウェア（以下、「前提ミドルウェア」という）等についてはサービス提供者で独自に調達可能な想定ですが、基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び標準ソフトウェアは、地方公共団体のみ配布対象としており、J-LISから民間業者サービス提供者へは、基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び標準ソフトウェアへの配布は行いません。そのため、基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び標準ソフトウェアを利用したサービス提供を民間事業者が実施する場合は、そのサービスを利用する地方公共団体から基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセット及び標準ソフトウェアのプログラム一式を提供してもらうことを前提とします。

サービス提供者のサービスの概要と標準ソフトウェアの関連事業者、及び役割を以下に示します。

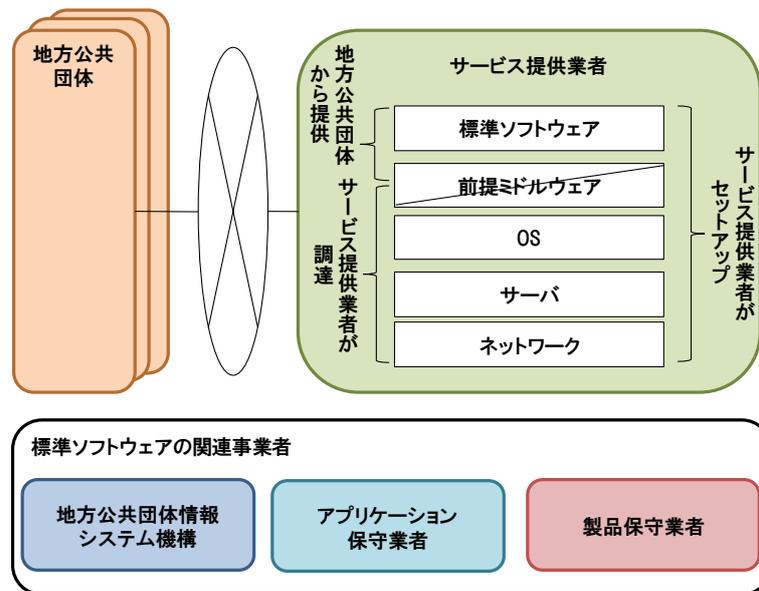
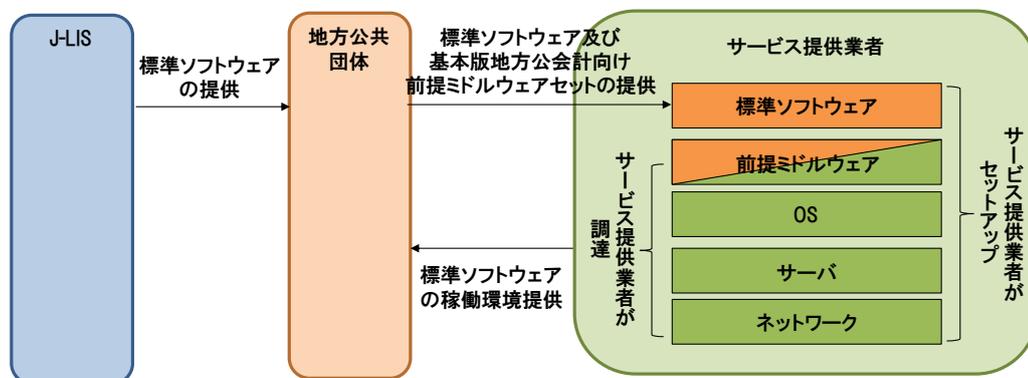


表1 関連事業者、及びその役割

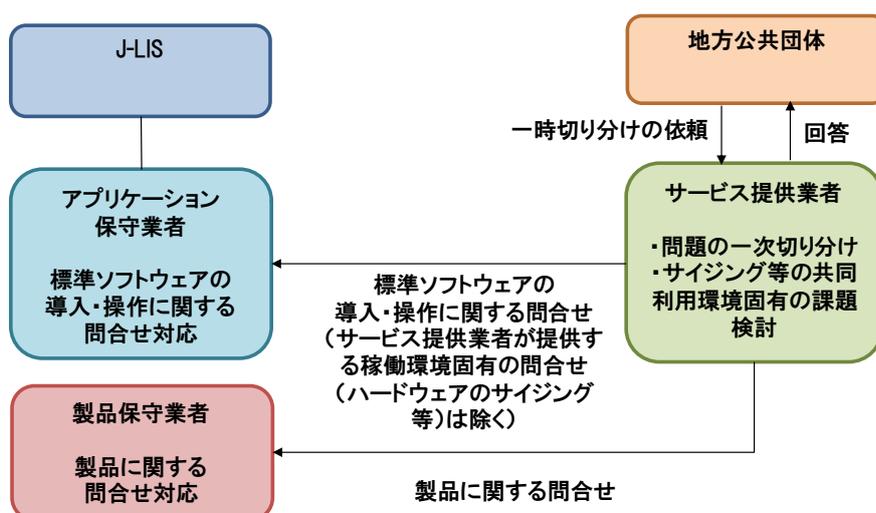
項番	関連事業者	役割
1	サービス提供者	標準ソフトウェアが利用可能な環境を、地方公共団体に提供する。
2	地方公共団体	標準ソフトウェアを利用して固定資産台帳の管理や財務書類の作成等の業務を実施する。
3	地方公共団体情報システム機構 (以下「J-LIS」という。)	標準ソフトウェアの開発を実施し、開発した標準ソフトウェアを全国の地方公共団体に配布する。 また、配布したアプリケーションの保守業務を行う。(以下、「アプリケーション保守」という) ・標準ソフトウェアの導入・操作に関する問合せ対応 ・標準ソフトウェアの不具合対策版の再配布
4	アプリケーション保守業者	J-LISからの業務委託によりアプリケーション保守業務を行う。
5	製品保守業者	標準ソフトウェアを稼働させるのに必要な製品(サーバー、ネットワーク機器、前提ミドルウェア等)の販売、保守を実施する。

2. アプリケーション保守業者との作業分解点

サービス提供者とJ-LIS、及びアプリケーション保守業者との作業分界点について、以下に示します。



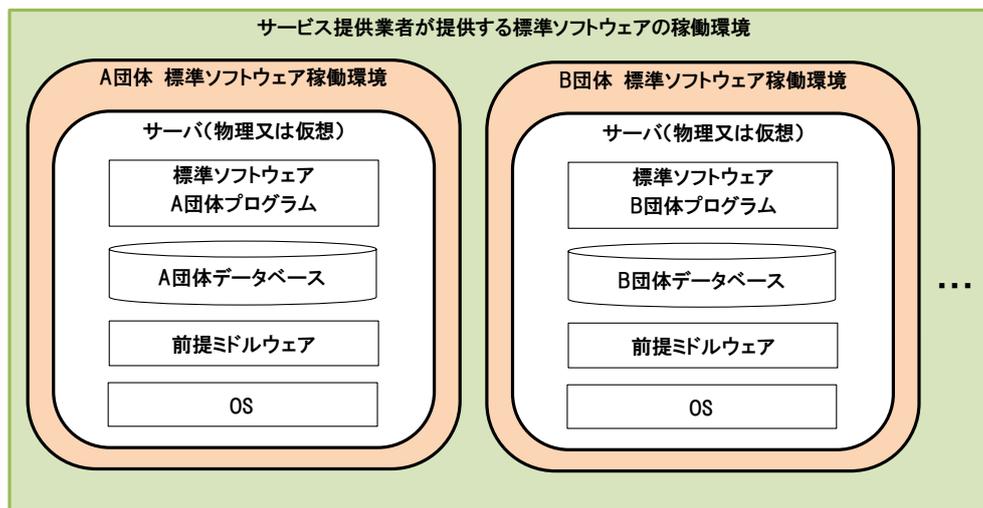
アプリケーション保守業務における導入及び操作に関する問合せについては、前提ミドルウェアの問題との切り分けが難しいため、サービス提供者で一次切り分けを実施することを前提とし、地方公共団体からではなくサービス提供者が取り纏めた上で問合わせることとします。また、問い合わせの際は、問い合わせ対象内容や問合わせの流れ等について、別冊資料「ヘルプデスク利用手順」をご参照の上、問合わせしてください。なお、前提ミドルウェアに関する問合せは、サービス提供者が製品保守窓口に通じるものとします。また、サービス提供者が提供する稼働環境固有の課題（ハードウェアのサイジング等）については、サービス提供者で検討を実施することとし、アプリケーション保守業者では問合わせを受け付けません。



3. その他留意事項

3. 1 標準ソフトウェアの共同利用方式

サービス提供者が稼働環境を構築する場合は、原則、団体ごとに物理サーバもしくは仮想サーバを準備し、団体個別の稼働環境を構築することとします。



なお、上記以外の共同利用方式(1稼働環境で複数団体が利用できるマルチテナント方式等)でのサービス提供を行うことを妨げるものではありませんが、その場合はサービス提供者にて実現方法を検討して稼働環境を構築してください。また、団体個別の稼働環境を構築する方式以外での共同利用方式を採用する場合、サービス提供者が提供する稼働環境固有の問合せに該当するため、標準ソフトウェアの導入・操作に関して、アプリケーション保守業者にお問い合わせいただいても、対応できない場合があります。

3. 2 前提ミドルウェアのライセンスの購入方法

サービス提供者が前提ミドルウェア(基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットを除く)を調達する際、基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットを地方公共団体から提供してもらう場合と、基本版地方公会計向け前提ミドルウェアセットのライセンスを使用せずにサービス提供者が前提ミドルウェアを調達する場合に必要な前提ミドルウェアが異なります。

前者の場合は、システム仕様書に示す前提ミドルウェアのライセンスの考え方が適用されますので、システム仕様書を参照の上、必要な前提ミドルウェアを調達してください。後者の場合は、1台目のハードウェアについても、システム仕様書の「付録A(1)①1台目のハードウェアの種類により必要な公会計向け前提ミドルウェア」のライセンスではなく、システム仕様書の「付録A(1)②2台目以降のハードウェアの種類により必要な公会計向け前提ミドルウェア」に示すライセンスが必要です。

前提ミドルウェアを購入するためには、サービス提供者から以下の標準ソフトウェアの稼働環境の条件について、「機器調達・見積等に関する受付窓口」に提示してください。

【機器調達・見積等に関する受付窓口に提示する標準ソフトウェアの稼働環境の条件】

(共通)

- ・利用対象団体
- ・物理サーバ、仮想サーバのいずれか

(物理サーバの場合)

- ・サーバ台数
- ・各サーバに搭載するCPU数
- ・各サーバに搭載する1CPUあたりのコア数

(仮想サーバの場合)

- ・サーバ台数
- ・各仮想サーバに割り当てるコア数

3. 3 ネットワーク回線及び通信プロトコル

サービス提供者の提供する稼働環境と地方公共団体間のネットワーク回線の要件及び地方公会計標準ソフトウェアで使用する通信プロトコルについては、別冊資料「インストール手順書」をご参照ください。

3. 4 複数の地方公共団体で構成する共同利用主体様における留意事項

複数の地方公共団体が共同利用する場合、共同利用の主体者は本資料に示すサービス提供者と同様の扱いとし、アプリケーション保守事業者との作業分解点、その他留意事項も同様の考え方とします。

3. 5 PaaS事業者様における留意事項

本資料の内容はPaaS型（ハードウェア、前提ミドルウェアのみ）等の標準ソフトウェアを含まない稼働環境を提供する民間事業者様のサービス提供を妨げるものではありません。尚、PaaS型の場合における前提ミドルウェアのライセンスの購入方法については、3. 2節に記載の購入方法と同様です。

3. 6 サービス提供のJ-LISへの事前連絡

アプリケーション保守業務における導入及び操作に関する問合せは、地方公共団体からの問合せを対象としていますが、サービス提供の場合は、前提ミドルウェアの問題との切り分けが難しいため、サービス提供者で一次切り分けを実施することを前提とし、地方公共団体からではなくサービス提供者が取り纏めた上で問合わせることにします。そのため、標

準ソフトウェアを利用したサービス提供を行うことが決定した場合は、J-LISに事前連絡していただくことを前提とします。連絡先は以下のとおりです。

【連絡先】

地方公共団体情報システム機構 研究開発部

TEL : 03-5214-8002

以上